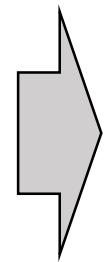


地域密着基準条例ほか3条例の改正の方向性について

1 令和6年度の条例改正について(予定)

(1) 改正条例

- ① 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(以下「**地域密着基準条例**」とする。)
 - 対象サービス
訪問系サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護および夜間対応型訪問介護)
通所系サービス(地域密着型通所介護および認知症対応型通所介護)
多機能系サービス(小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護)
居住系サービス(認知症対応型共同生活介護および地域密着型特定施設入居者生活介護)
施設系サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
- ② 練馬区地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「**密着予防基準条例**」とする。)
 - 対象サービス
通所系サービス(介護予防認知症対応型通所介護)
多機能系サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護)
居住系サービス(介護予防認知症対応型共同生活介護)
- ③ 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例(以下「**居宅介護支援基準条例**」とする。)
- ④ 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「**介護予防支援基準条例**」とする。)



(3) 主な改正内容

区としては、厚生労働省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、厚生労働省令で定める基準どおりとする。

※ (★)の項目は、省令の範囲内で、地域の実情に応じて、省令と異なる内容を定めることが可能な基準。なお、(★)以外の項目は、原則、省令と同様の基準を定めることとされている。

ア 4条例共通事項

- A 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・ サービス種別に応じた身体的拘束等の適正化の推進
- E その他
 - ・ 「書面掲示」規制の見直し(ウェブサイトへ運営規程等の掲載義務付け)(★)

イ 3条例共通事項(①～③)

- C 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり
 - ・ 管理者の兼務範囲の明確化
- ⇒ 多機能系サービスは限定的な兼務範囲を他サービスに合わせる

ウ 個別事項

①地域密着基準条例および②密着予防基準条例

- A 地域包括ケアシステムの深化・推進(居住系・施設系サービス)
 - ・ 協力医療機関との連携体制の構築(★)
 - ・ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(★)
 - C 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり(多機能系・居住系・施設系サービス)
 - ・ 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け(★)
 - E その他
 - ・ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化(①のみ)(★)
- ※ その他、区内に事業所がない地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する所要の改正を行う。

③居宅介護支援基準条例および④介護予防支援基準条例

- A 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・ 介護予防支援の円滑な実施(④のみ)
- ⇒ 居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員基準の設定等
- C 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり
 - ・ 公正中立性の確保のための取組の見直し(③のみ)
 - ・ ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し(③のみ)
 - ・ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング(③④)

(2) 改正理由

上記の4条例の内容を定める際の基準となる厚生労働省令が以下の理由により改正され、令和6年4月から施行されることから、それに合わせて改正を行う。
ア 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から介護保険法が改正された。
イ 「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり」および「制度の安定性・持続可能性の確保」に取り組むため。

2 今後のスケジュール

令和6年1月下旬	厚生労働省令公布
2月上旬	第一回練馬区議会定例会へ改正条例案提出
3月中旬	議決
4月1日	改正条例施行

3 【参考】運営基準の改正等の概要(案)(令和5年12月4日介護給付費分科会)

A 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ①医療・介護連携による医療ニーズの高い方や看取りへの対応
- ②感染症や災害への対応
- ③高齢者虐待防止等の取組
- ④地域の特性に応じたサービスの確保
- ⑤個室ユニットケアの質の向上
- ⑥福祉用具貸与・販売の見直し
- ⑦良質なケアマネジメントの確保

B 自立支援・重度化防止に向けた対応

- ①リハビリテーション・口腔衛生管理の取組の強化
- ②リハビリテーション提供体制の構築

C 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり

- ①介護ロボット・ICT等の活用によるサービスの質の確保と業務負担の軽減
- ②柔軟な働き方・サービス提供に関する取組
- ③良質なケアマネジメントの確保に向けた環境づくり

D 制度の安定性・持続可能性の確保

- ①福祉用具貸与・販売の見直し(再掲)

E その他